

横浜市創業促進助成金 Q&A

1 助成対象者について

Q1-1 助成金を申請できる期間はいつですか。

A1-1

助成金交付申請期間は、令和3年6月1日～令和3年11月26日までです。
この期間中に、ホームページ記載の必要書類を下記まで提出してください。

※ <提出先>

【E-mail の場合】 ke-sogyo@city.yokohama.jp

【郵送の場合】 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局 経営・創業支援課 TEL：045-671-2748

Q1-2

令和3年2月28日以前に、既に創業（開業届提出済、法人設立登記済）していますが、今回の助成対象となりますか。

A1-2

対象となりません。

令和3年3月1日以降に創業・設立する方を対象としています。

ただし、令和3年3月1日以降に個人事業主として創業し、引き続き助成対象期間※内に法人化する場合にも対象となります。 ※助成対象期間：令和3年3月1日～令和4年2月28日

Q1-3

令和3年2月28日以前に、既に個人事業主として創業していますが、今回法人を立ち上げる場合には、対象になりますか。

A1-3

対象となります。

申請書内にこれまでの起業経験の有無について記載いただく項目があるので記載してください。

Q1-4

特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人の設立は対象となりますか。

A1-4

対象となりません。

Q 1 - 5

次の場合は、対象となりますか。

- ① 第二創業の場合
- ② フランチャイズチェーン店として開業
- ③ 合同会社の代表者の中に既に会社を設立し2社目となる人がいる

A 1 - 5

① ②は対象となりません。

③ は対象となります。2社目の創業となる方が申請者となる場合は、申請者の起業経験の有無について申請書の該当項目にその旨記載ください。

Q 1 - 6

合同会社で代表者が複数人いる場合は、だれが申請できますか。

A 1 - 6

代表者の方であればどなたでも申請できます。但し、申請者は、「横浜市創業支援等事業計画」に位置づけられるセミナーを受講している必要があります。申請者とならない代表者の方は、セミナーの受講は不要です。

Q 1 - 7

現在会社の取締役をしているが、自分が創業者として新規に会社を立ち上げる場合は対象になりますか。

A 1 - 7

なります。申請者の起業経験の有無について申請書類の該当項目に記載ください。

Q 1 - 8

本年度以前に横浜市特定創業支援等事業による支援を受けていますが、令和3年3月1日以降に創業・設立していない場合は対象となりますか。

A 1 - 8

対象となります。

ただし、本市から支援を受けたことの証明を受けていない場合は証明を受けて下さい。

証明に関する手続きは下記ホームページをご参照ください。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/sougyo/sogyoshien/sougyoshien2019.html>

Q1-9

横浜市特定創業支援事業による支援を受けていないが、対象となりますか。

A1-9

対象となりません。

ただし、申請期限(令和3年11月26日)までに支援を受け、証明を受けた場合は対象となります。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/sougyo/sogyoshien/sogyoshien2019.html>

Q1-10

これから創業・設立をする予定ですが、申請した後に、創業・設立してもいいですか。

A1-10

助成対象期間※内に創業・設立すれば、差し支えありません。

※助成対象期間：令和3年3月1日～令和4年2月28日

Q1-11

これから創業する業種に制限はありますか

A1-11

公序良俗に反するものや公的な資金の用途として社会通念上不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)の対象となる事業など)でない限り、業種による制限は設けていません。

2 助成対象経費について

Q2-1

対象となる経費はどのような経費ですか。

A2-1

次のとおりとなります。

経費区分	内容
創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none">市内での開業、法人設立、既存事業部門の廃止に伴う司法書士・行政書士等に支払う申請資料作成経費 <p>※作成経費内に下記のものが含まれている場合は、除外すること。</p> <p>【対象とならない経費の一部】</p> <ul style="list-style-type: none">商号の登記・会社設立登記・廃業登記・登記事項変更等に係る登録免許税

	<ul style="list-style-type: none"> ・定款認証料、収入印紙代、印鑑 ・その他官公署へ対する各種証明類取得費用（印鑑証明等）
店舗等借入費	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の店舗・事務所・駐車場の賃借料・共益費 ・市内の店舗・事務所・駐車場の借入に伴う仲介手数料 ・シェアオフィス賃料及び会費 <p>【対象とならない経費の一部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗・事務所の賃貸契約に係る敷金・礼金・保証金、クリーニング費用等 ・住居兼店舗・事務所における店舗・事務所部分にかかる賃借料 ・事業に直接関係のない店舗・事務所・駐車場（例：従業員専用の駐車場等） ・火災保険料、地震保険料 ・本人又は三親等以内の親族が所有する不動産等にかかる店舗等借入費 ・既に借用している場合は、創業の日より前に借用していた賃借料 ・第三者に貸す部屋等の賃借料
工事費	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の店舗・事務所の開設に伴う外装工事・内装工事費用（住居兼店舗・事務所については、店舗・事務所専有部分に係るもののみ。間仕切り等により物理的に住居等他の用途に供される部分と明確に区別されている場合に限る。） <p>【対象とならない経費の一部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物本体に影響を与える増築工事、外構工事等 ・設備の設置等にかかる費用
広報費	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販路開拓に係る広告宣伝費、チラシデザイン費、チラシ印刷費、ホームページ制作に係る委託費、展示会出展費用（出展料・配送料）等 ・宣伝に必要な役務等の契約による外部人材費用（外部への営業委託等） ・販路開拓に係る無料事業説明会開催等の費用 ・広報や宣伝の為に購入した見本品や展示品（商品・製品版と表示や形状が明確に異なるもののみ） <p>例）家電量販店等においてある製品のモックアップ（制作費含む。）、飲食店頭に展示されている食品見本等</p> <p>※商品の概要、ニュアンス等を伝えることを目的とし実際の製品同等の使用が出来ないことが原則。</p> <p>【対象とならない経費の一部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵便送料（ダイレクトメール・切手の購入費用等） ・本助成事業と関係の無い活動に係る広報費 ・ホームページサーバー代、ホームページのドメイン代 ・汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できない物の調達費用 <p>（例：携帯電話購入費、電話代、インターネット利用料金等）</p>

その他	<p>【その他、対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品、備品、設備費 ・ 不動産の購入費 ・ 既存事業の廃止に伴う処分費 ・ 租税公課 ・ 求人広告 ・ 光熱水費 ・ プリペイドカード、商品券等の金券 ・ 衣類、雑誌購読料、新聞代、書籍代 ・ 団体等の会費、フランチャイズ契約に伴う加盟料等 ・ 本人及び従業員のスキルアップや能力開発のための研修参加にかかる費用 ・ 資格取得にかかる経費やライセンス販売に必要なとなるライセンス（販売権、キャラクター使用权等）購入費 ・ 飲食、奢侈、遊興、娯楽、接待の費用 ・ 自動車等車両の修理費、車検費用 ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用 ・ 振込手数料、代引き手数料 ・ 借入金などの支払利息及び遅延損害金 ・ 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と判断される経費 ・ 他の事業との明確な区分が困難である経費 ・ その他、当該要綱における「対象となる経費」として認められないもの
-----	--

※ 1 件で 100 万円を超える契約の場合、市内事業者 2 社以上の見積もりが必要です。

※ 家賃は開業届提出又は法人登記をした月以降の賃料が対象になります。

- 例：○ R3 年 5 月に開業届を提出。R3 年 4 月に支払った 5 月分の家賃。
○ R3 年 3 月に開業届を提出。R3 年 4 月に支払った 4 月分の家賃。
→ 対象経費となる期間が 4 月 1 日～2 月末までのため
× R3 年 4 月に開業届を提出。R3 年 3 月に支払った 4 月分の家賃。
× R3 年 2 月に開業届提出。R3 年 3 月に支払う、R3 年 2 月分の家賃。
→ 助成対象者は R3 年 3 月 1 日から R4 年 2 月 28 日までの創業者のため
× 創業前に準備のために借りていた月の賃料。

3 その他

Q3-1 対象となる経費は、どの期間のものですか。

A3-1

令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 2 月 28 日までに発生し、支出、納品が完了している経費が対象です。

※ 対象となる創業期間と異なりますのでご注意ください。

Q3-2

助成対象期間に創業・設立の手続きができなかった場合、助成金は支払われませんか。

A3-2

当該期間内に、市内で創業・設立していただくことが必須条件であるため、助成金は交付されません。

Q3-3

令和3年3月1日以降に創業・設立し、申請前に支払った対象経費については対象となりますか。

A3-3

令和3年4月1日から令和4年2月28日の期間※に発生し、支出した助成対象経費については、計上することができます。ただし、申請上限額は20万円です。

※助成対象期間：令和3年4月1日～令和4年2月28日